

3 景観形成基準と解説

(1) 景観形成基準 (景観計画より抜粋)

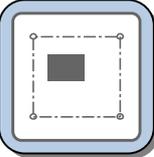
良好な景観の形成のための行為の基準を以下に示します。

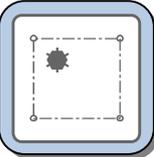
対象行為	項目	基準
建築物	高さ	・周囲の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて*13m (20m) 以下とする。
	形態・意匠・色彩	・周囲と調和する形状とするよう努める。 ・外壁・屋根は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表1による】 （各立面においてアクセントとして概ね2割の範囲内で用いる色彩はこの限りではない） ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ・同一敷地内に複数の建築物が存在する場合は、建物相互の色彩の調和に努める。 ・オイルタンクや室外機・屋上設備等など、建築物に付属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫を行う。
	配置	・周辺景観との調和と良好な展望に配慮した位置・配置とする。
	緑化	・既存の樹木を適切に保全するとともに、農村部では新たに樹木を植栽するなど修景及び緑化に努める。
工作物	高さ	・周囲の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて*13m (20m) 以下とする。
	形態・意匠・色彩	・建築物本体とのデザインの調和を図る。 ・擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景措置を行う。 ・立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景措置を行う。 ・工作物の表面は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表1による】 （各立面においてアクセントとして概ね2割の範囲内で用いる色彩はこの限りではない） ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
	配置	・道路その他の公共の場所からの見え方に配慮する。 ・やむを得ず高さが*13m (20m) を超えるときは、できる限り目立たない位置に配置する。
	緑化	・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
開発行為	形状・緑化	・できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。
その他	土地の形質変更 (都市計画法に規定する開発行為を除く)	・切り土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽（突き固める）によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に留めるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景措置を行う。 ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・屋外における物の堆積は道路その他の公共の場から容易に見える箇所での堆積は避ける。 ・やむを得ず堆積する場合は、周囲からの見え方に配慮し、出来る限り低い高さに抑えるとともに、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う。ただし、その都度町と協議すること。

※ () の外の数字は、自然景観区域、農村景観区域、中の数字は、まちなみ景観区域の基準値

(2) 景観形成基準の留意事項及び解説

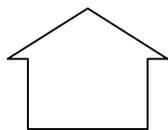
各行為の景観形成基準を以下のページで図解等により説明しています。

■建築物					
①高さ		▶ 18 p	④付帯設備		▶ 24 p
②形態・意匠		▶ 19 p	⑤配置		▶ 25 p
③色彩		▶ 20 p	⑥緑化		▶ 26 p

■工作物					
①高さ		▶ 27 p	④色彩		▶ 30 p
②形態・意匠		▶ 28 p	⑤配置		▶ 31 p
③修景		▶ 29 p	⑥緑化		▶ 32 p

■開発行為		▶ 33 p
■土地の形質変更		

■屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		▶ 36 p
---------------------------------	---	--------



① 高さ



基準

・周囲の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて、自然景観・農村景観区域では 13m 以下、まちなみ景観区域では 20m 以下とする。

自然景観・農村景観区域

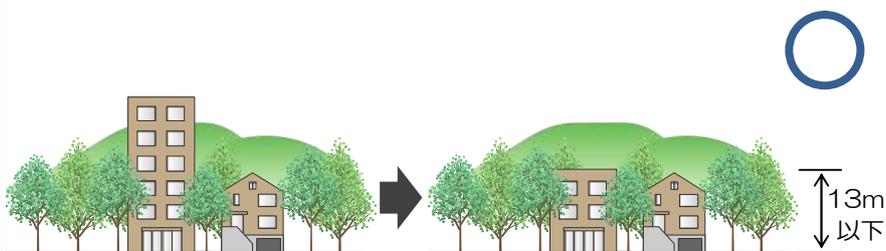
趣旨

緩やかに連なる丘陵の森林を背景に、そのすそ野に広がる丘陵地から平野部にかけては田畑が広がり、低層で点在する集落や住宅、屋敷林がアクセントとなって美しい田園景観を形成しています。これらの景観を後世に引き継いでいくため、今後の建築にあたっては自然景観・農村景観に配慮した低層な高さが望めます。

留意点

- ・背後の自然景観の眺望・見通しに配慮しましょう。
- ・周辺の木々との調和に配慮しましょう。
- ・建築物の高さは 13m 以下とします。

イメージ



まちなみ景観区域

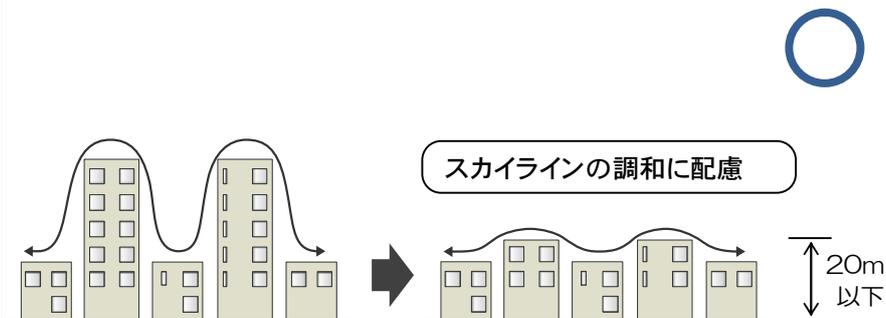
趣旨

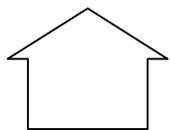
栗山市街地、角田、継立、日出地区のまちなみは、周辺の自然景観や農村景観と調和し、2~3 階の建物を中心としたゆとりある街なみが形成されています。今後の建築にあたっては、現在のゆとりある街なみに配慮した中低層な高さが望まれます。

留意点

- ・近隣の建物の高さとの調和に配慮しましょう。
- ・建築物の高さは 20m 以下とします。

イメージ





② 形態・意匠



基準

・周囲と調和する形状とするよう努める。

趣旨

建築物は、周辺の建築物等と調和し景観を形成していくものであり、自己主張の強すぎる建築物は、これまで培ってきた地域の特性や周辺景観を損なうおそれがあります。良好な景観の形成のためには、計画建築物単体だけを見るのではなく、周囲の自然景観や既存建築物等との調和に配慮する必要があります。

留意点

・周囲の自然景観や既存の建築物の形態・意匠を調査し、地域の特性や周辺景観と調和するように計画しましょう。

イメージ

栗山町で古くより使われてきた形態や素材のイメージ



文化屋根
(ギャンブレル屋根)



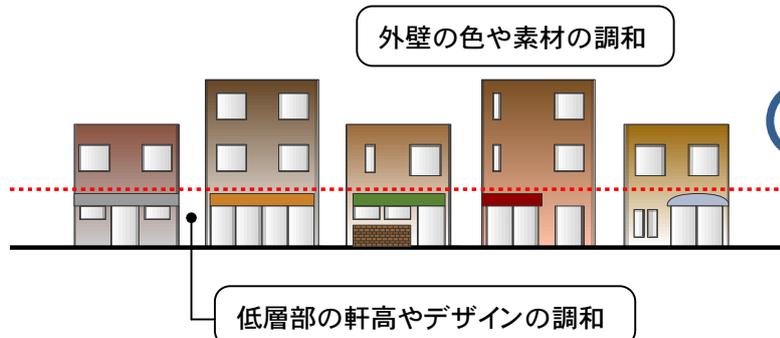
レンガ

・奇抜なデザイン等の突出した形態・意匠を避け、周囲と調和するように配慮しましょう。



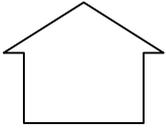
周辺と調和のとれた形状

・建築物の意匠や外壁の色彩や素材が、周囲の環境の中でどう見えるかをチェックし、周囲と調和するように配慮しましょう。



外壁の色や素材の調和

低層部の軒高やデザインの調和



③ 色彩



基準

・外壁・屋根は周囲と調和する目立たない色彩とする。【次頁：別表1 による】
 (各立面においてアクセントとして概ね 2 割の範囲内で用いる色彩はこの限りではない)

全区域共通

趣旨

良好な景観づくりを進めるには、建築物の色彩を周囲の良好な環境と調和させることが重要となります。栗山町の景観は自然と調和し「潤い」と「親しみ」の感じられる「落ち着いた」のある色彩の建築物によって形成されています。今後の建築にあたって「落ち着いた」の感じられる色彩により周囲の自然景観や既存建築物等との調和に配慮する必要があります。

留意点

・過度に鮮やかなければしく奇抜な色彩の使用は避け、落ち着いた低彩度の色彩を基調としましょう。

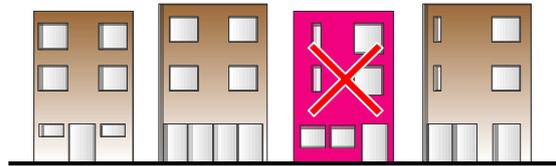
※落ち着いた低彩度の色彩の範囲は次頁のとおり

・背景となる自然景観や街なみの基調となる色彩を十分に考慮し、周辺景観と調和する色彩を基調としましょう。

・アクセント色として、けばけばしい色彩を用いることができるのは各立面面積の 1/5 以内とします。

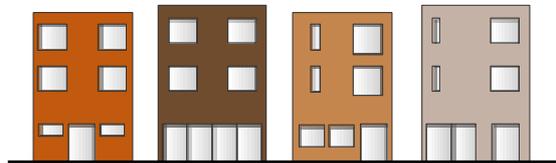
イメージ

周辺と調和しない奇抜な色彩の建築物



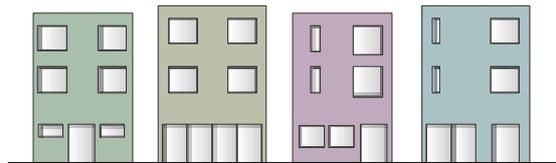
色相の調和

色相を揃える工夫をした例



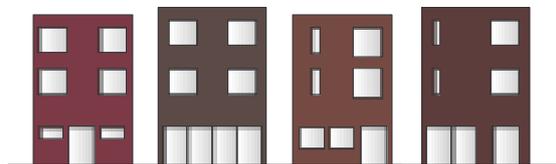
色調の調和

異なる色相で色調を揃える工夫をした例

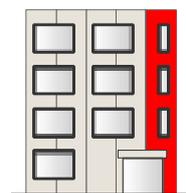
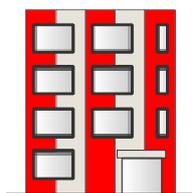


類似色の調和

色相の隣り合うほぼ同じ色彩で揃える工夫をした例



アクセント色は各立面面積の 1/5 以内



栗山町で使用できる色彩の範囲

基調色として栗山町で使用できる色彩の範囲は次のとおりとします。

また、周囲との調和を図るため止むを得ない場合は、その都度町と協議することとします。

【別表 1】建築物、工作物の色彩（マンセル表色系による）

色 相	全ての建築物の外壁と屋根及び工作物の表面で使用できる色彩の範囲	延べ面積 1,000 m ² 以下の建築物の屋根で使用できる色彩の範囲
・ R (赤) ■、YR (黄赤) ■系の色相	彩度 8 以下	彩度 10 以下
・ Y (黄) ■系の色相	彩度 6 以下	彩度 8 以下
・ 上記以外 ■■■■■■の色相	彩度 4 以下	彩度 6 以下

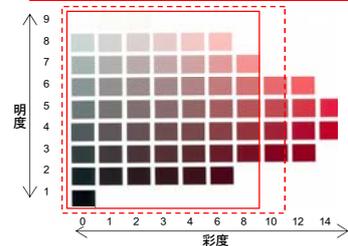


全ての建築物の外壁と屋根及び工作物の表面で使用できる色彩の範囲

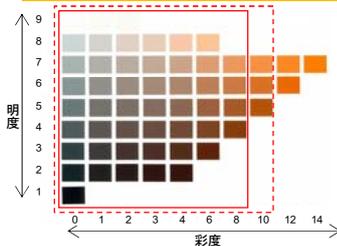


延べ面積 1,000 m²以下の建築物の屋根で使用できる色彩の範囲

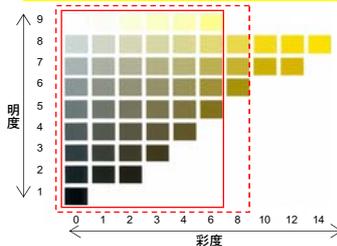
赤 (R) 系の色相



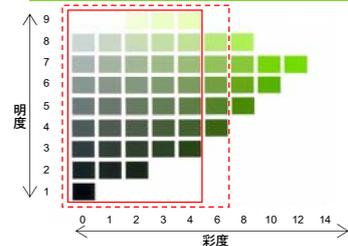
黄赤 (YR) 系の色相



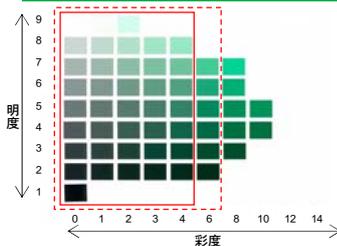
黄 (Y) 系の色相



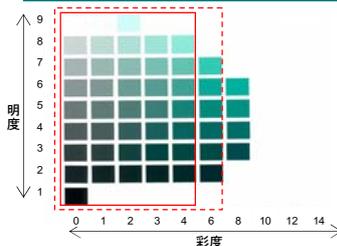
黄緑 (GY) 系の色相



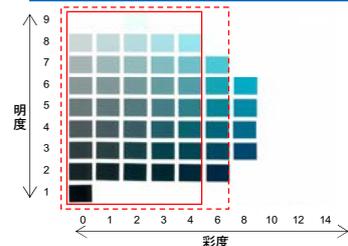
緑 (G) 系の色相



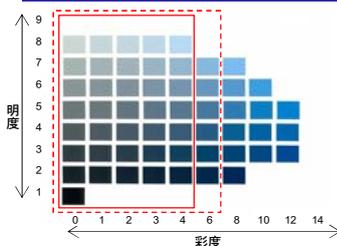
青緑 (BG) 系の色相



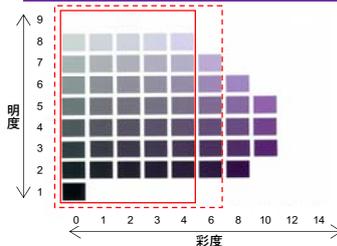
青 (B) 系の色相



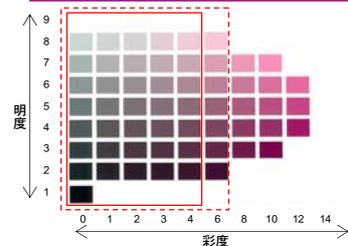
青紫 (PB) 系の色相



紫 (P) 系の色相



赤紫 (RP) 系の色相



※ただし、以下のものは上記の色彩の範囲に係わらず使用できるものとします。

- ・ 木材・レンガ・コンクリート・石など、表面に着色を施していないものの色彩や、ガラス材（表面、内部及び裏面に着色を施していないもの）の色彩。

色の表示方法

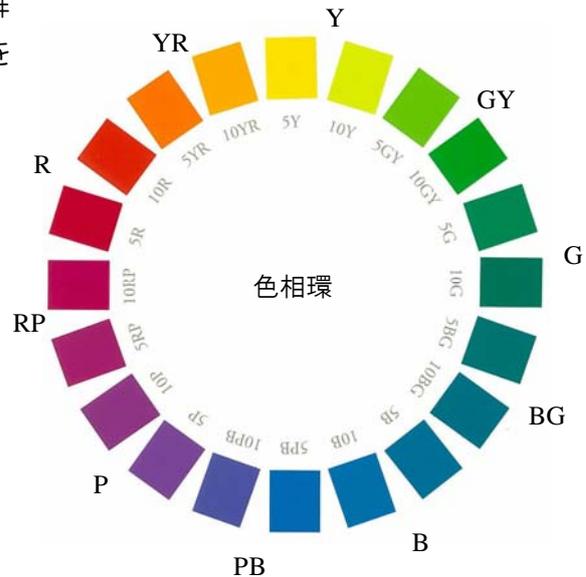
本景観計画運用指針では、日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表現しています。

●マンセル表色系とは

色は①色相（色合い）、②明度（明るさ）、③彩度（鮮やかさ）の三つの要素により表すことができ、これをマンセル表色系と呼びます。

①【色相（色合い）】

色相は「色合い」のことで、R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）を主要5色相とし、それぞれの中間にYR（黄赤）、GY（黄緑）、BG（青緑）、PB（青紫）、RP（赤紫）を加えた10色相を基準として分割し表現します。右図のようにこれを環状に時計回りに循環させて並べたものを色相環と呼びます。



②【明度（明るさ）】・③【彩度（鮮やかさ）】

下の図は色相環から5Rの色相を取り出し、明度と彩度の度合いの順に並べたものです。

彩度は横方向の変化で鮮やかさを表し、数値が高くなるほど鮮やかになり小さく低くなる程くすんだ色となります。彩度がゼロとなるとグレーとなり、これを無彩色と呼びます。

明度は縦方向の変化で、色の明るさを表し、数値が高くなるほど明るく（白っぽく）なり、小さいほど暗く（黒っぽく）なります。

●マンセル表色系における色の表し方

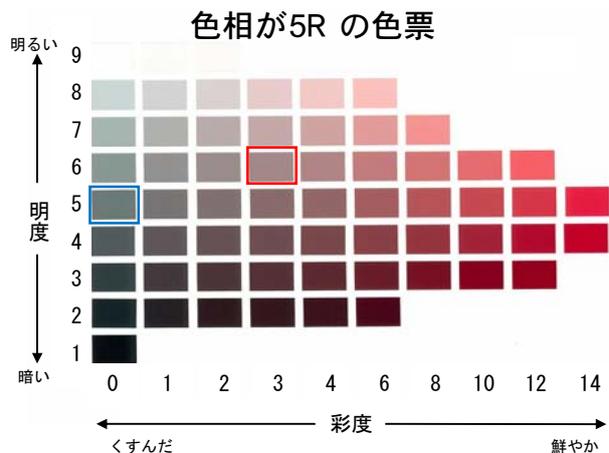
○有彩色の表現

3要素を【色相・明度／彩度】の順に表します。

右の赤い囲み□の色は

5R	6	3
色相	明度	彩度

 と表現し、「5アール6の3」と読み、色相が「赤、明度6、彩度3」の色を表します。



○無彩色の表現

明度を示す数字にNをつけて表します。

青い囲み□の色は

N	5
色相	明度

 と表現し、「エヌ5」と読み、無彩色の明度5の色を表します。

基準

- ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。

全区域共通

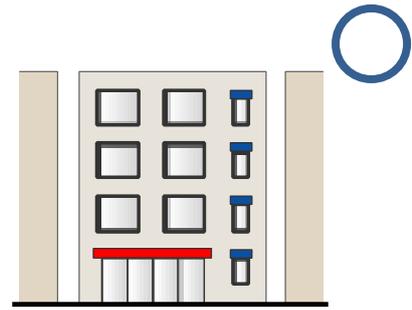
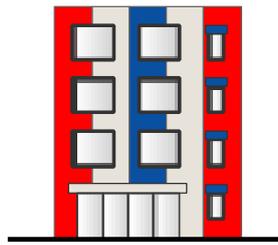
趣旨

多くの色彩やアクセント色を使用すると、周辺景観から浮き出た印象を与えるなど周辺景観との調和を図ることが難しくなります。そのような場合は、全体としてのまとまりや周辺景観との調和を検討し、用いる色の数や、それら色彩相互の調和、バランスに十分に配慮することが重要です。

留意点

- ・多くの色彩を用いる場合は、色彩相互の調和と周辺景観との調和を考慮しましょう。
- ・アクセント色は使用料を最小限に抑え、部分的かつ効果的に用いましょう。

イメージ



周辺景観との調和を考慮し、アクセント色を最小限かつ効果的に使用

基準

- ・同一敷地内に複数の建築物が存在する場合は、建物相互の色彩の調和に努める。

全区域共通

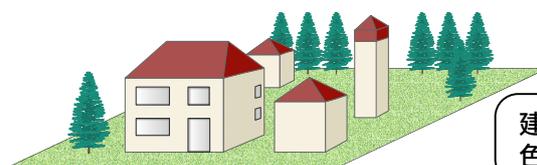
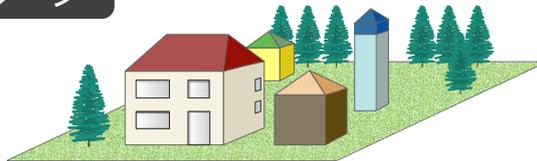
趣旨

同一敷地内に複数の建築物が存在する場合、建築物相互の色彩がばらばらであると、全体として繁雑な印象を与えることとなります。それぞれが周辺景観と調和するとともに、建築物群としての全体のまとまりを考慮し統一した色彩を用いるなど建築物相互の色彩の調和を図ることが重要です。

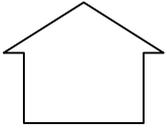
留意点

- ・特に農村部などでは、住宅、納屋、物置等の建物相互の色彩を同一色調調和、同一色調調和、類似色調和等で揃える工夫をしましょう。

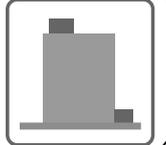
イメージ



建物相互の色彩を調和



④ 付帯設備



基準

・オイルタンクや室外機・屋上設備等など、建築物に付属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫を行う。

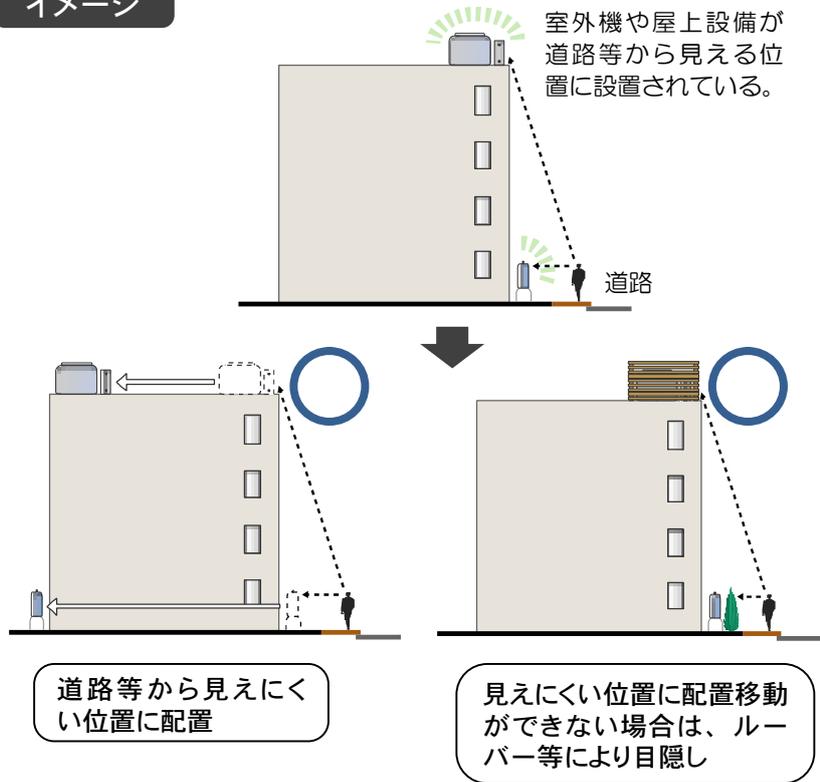
趣旨

建築物に付属する設備等が、建築物本体から独立したり、目立ちすぎたりすると繁雑な印象を与えることになります。このため、これらの設備と建築物等の全体としてのまとまりに配慮し、可能な限り目立たない位置に設置したり、目隠しをしたりする等の工夫が必要となります。

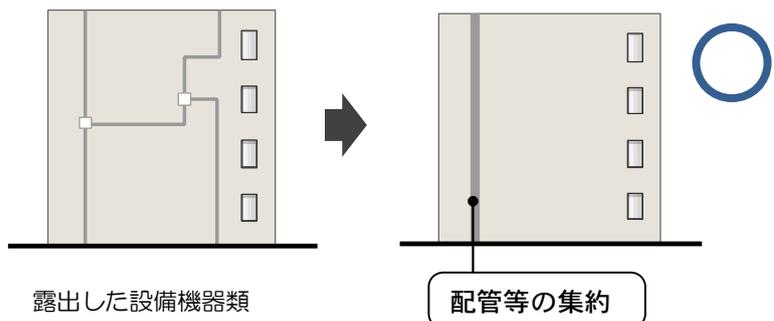
留意点

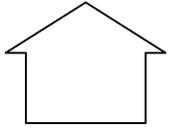
・設備機器類は道路等から見えにくい位置に配置するか、緑やルーバー等で目隠しをしましょう。

イメージ

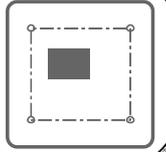


・壁面に付帯する配管・ダクト類は集約して配置しましょう。





⑤ 配置



基準

・周辺景観との調和と良好な展望に配慮した位置・配置とする。

全区域共通

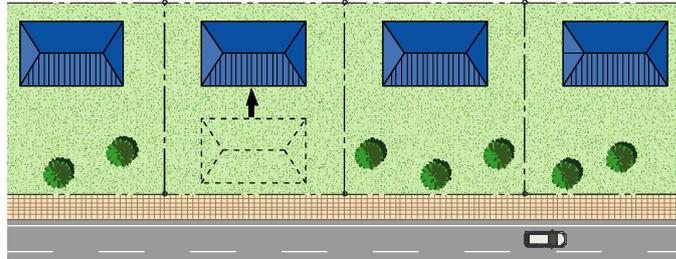
趣旨

地域の景観は、歴史や文化、気候風土を反映した人々の暮らしや産業の営みが自然や風景と重なり合って培われるもので、栗山町に暮らす人々の意思や価値観が栗山らしい形となって現れてくるものです。このような地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないよう、周辺の状況を十分に配慮したうえで、地域にふさわしい配置を検討することが重要です。

留意点

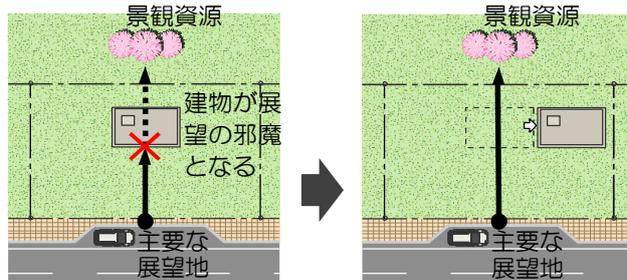
・周辺の状況を十分に調査し、街なみの連続性や周辺景観との調和に配慮した配置としましょう。

イメージ



まちなみの連続性や周辺景観との調和に配慮

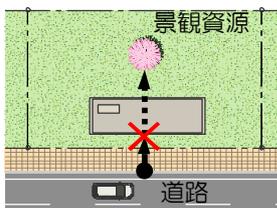
・周辺の自然環境や地域文化など地域の良好な景観資源の展望に配慮した配置としましょう。



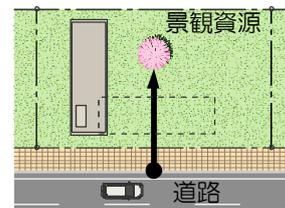
中・遠景の景観資源の見通し等への配慮

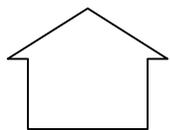
・敷地内や隣接地に景観資源がある場合は、景観資源を眺望できるように配慮した配置を工夫しましょう。

景観資源を眺望できない



配置の工夫により眺望が可能





⑥ 緑化



基準

- ・既存の樹木を適切に保全するとともに、農村部では新たに樹木を植栽するなど修景及び緑化に努める。

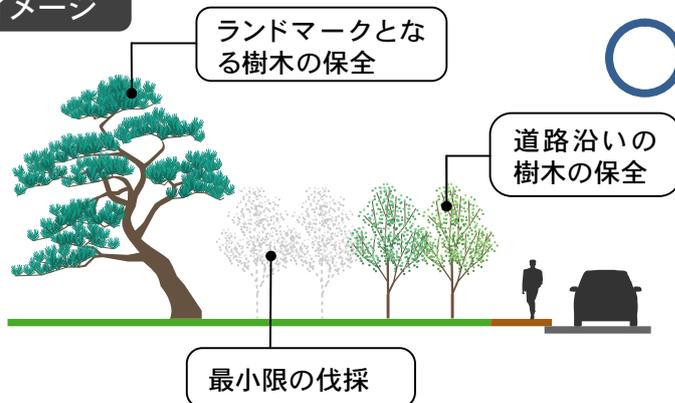
趣旨

樹木等の緑は、まちなみに潤いと安らぎをもたらすとともに、良好な景観づくりには欠かせない重要な要素となります。このため、むやみに樹木を伐採することを避け、既存の樹木を積極的に残すとともに敷地内の緑化を図り、緑豊かな空間の創出に配慮することが望まれます。

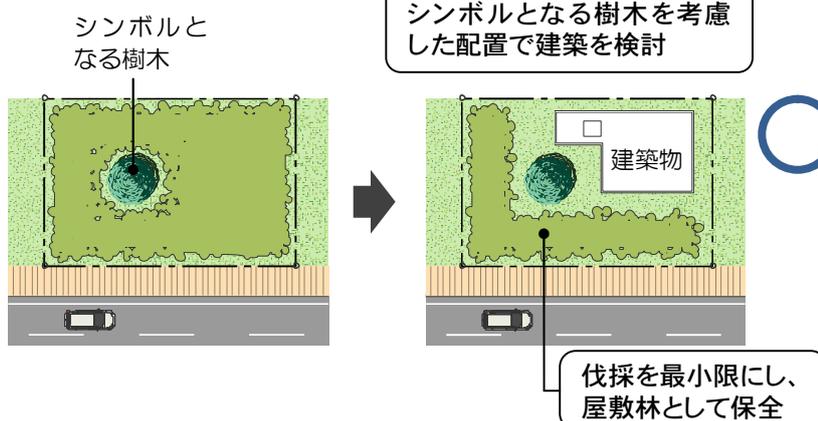
留意点

- ・ランドマークとなる樹木や道路沿いの樹木の伐採は避けましょう。

イメージ



- ・樹木の伐採は必要最低限に抑え、屋敷林、シンボルとなる樹木は保全や移植に配慮しましょう。

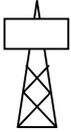


- ・特に農村部では、積極的に樹木を植栽するなどの緑化に努めましょう。



良好な屋敷林を形成する農村部の住宅

工作物



① 高さ



基準

・周辺の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて、自然景観・農村景観区域では 13m 以下、まちなみ景観区域では 20m 以下とする。

自然景観・農村景観区域

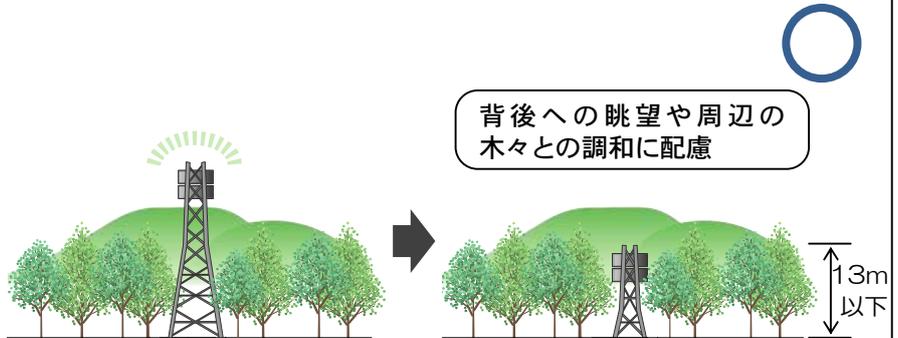
趣旨

緩やかに連なる丘陵の森林を背景に、そのすそ野に広がる丘陵地から平野部にかけては田畑が広がり、低層で点在する集落や住宅、屋敷林がアクセントとなって美しい田園景観を形成しています。これらの景観を後世に引き継いでいくため、今後の工作物の設置にあたっては、自然景観・農村景観に配慮した高さが望ましくあります。

留意点

- ・背後の自然景観の眺望・見通しに配慮しましょう。
- ・周辺の木々との調和に配慮しましょう。
- ・工作物の高さは 13m 以下とします。

イメージ



まちなみ景観区域

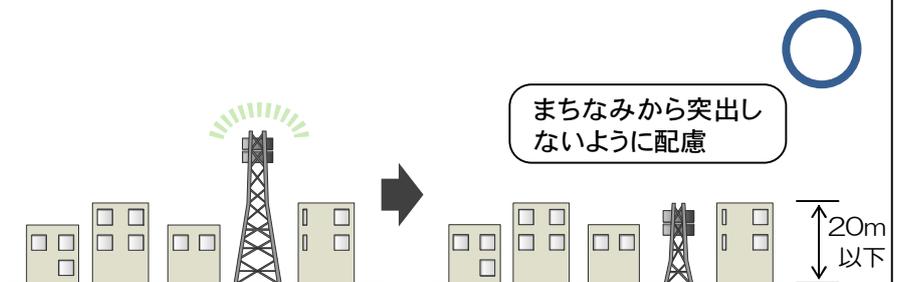
趣旨

栗山市街地、角田、継立、日出地区のまちなみは、周辺の自然景観や農村景観と調和し、2~3 階の建物を中心としたゆとりある街なみが形成されています。今後の工作物の設置にあたっては、現在のゆとりある街なみに配慮した高さが望ましくあります。

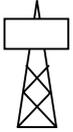
留意点

- ・近隣の建物等の高さとの調和に配慮しましょう。
- ・工作物の高さは 20m 以下とします。

イメージ



工作物



② 形態・意匠



基準

・建築物本体とのデザインの調和を図る。

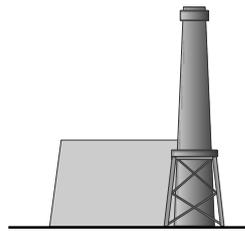
趣旨

自己主張の強すぎる工作物は、突出感、違和感を与え、これまで培ってきた地域の特性や周辺景観を損なうおそれがあります。栗山町を象徴する丘陵や田園の美しい景観を活かすため、目立つ必要のない工作物は過度な主張を避け、周囲の自然景観や建築物本体と調和する形態・意匠となるように配慮する必要があります。

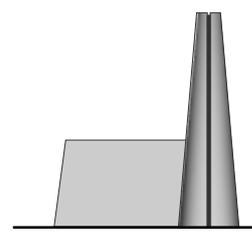
留意点

・特に煙突等の柱状や塔状の工作物は建築物本体と調和させる等、できる限りすっきりとした形態・意匠となるように配慮しましょう。

イメージ

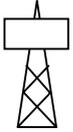


建築物本体との調和に配慮したすっきりとした形態・意匠とした例

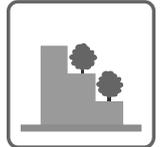


全区域共通

工作物



③ 修景



基準

- ・擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景措置を行う。
- ・立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景措置を行う。

趣旨

道路等の公共空間の景観は、多くの人々が生活の中で日常的に目にするものです。このため、道路等に面した場所に工作物を設置する場合は、壁面処理を工夫したり、樹木の植栽を施したりするなど、歩行者等に威圧感、圧迫感を与えないよう配慮することが重要です。

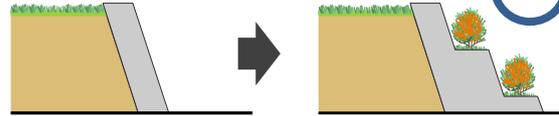
留意点

・塀や擁壁などは分節した形状にしたり、自然素材を使用したりなど、塀や擁壁そのものの威圧感を軽減する工夫や、壁面の緑化や前面への植栽などにより威圧感を緩和させる工夫をしましょう。

イメージ

形状の工夫

擁壁を分節し、緑化した例



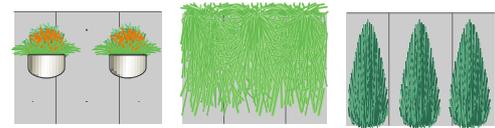
素材の工夫

素材に自然素材を使用した例



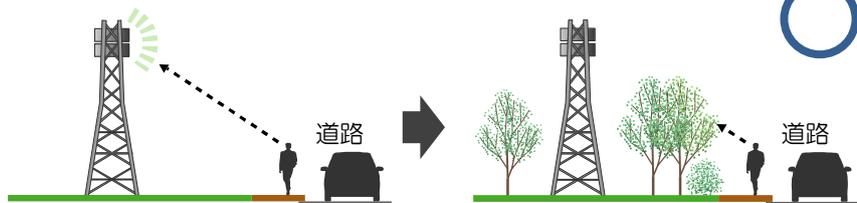
前面への植栽

緑化や植栽を施し威圧感を緩和させた例

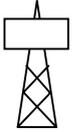


・威圧感を与える立体の工作物を設置する場合は、威圧感を与えないように、沿道部などに樹木等を植栽しましょう。

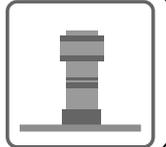
威圧感の軽減を図るため植栽を行った例



全区域共通



④ 色彩



基準

- ・ 工作物の表面は周囲と調和する目立たない色彩とする。
- ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。

趣旨

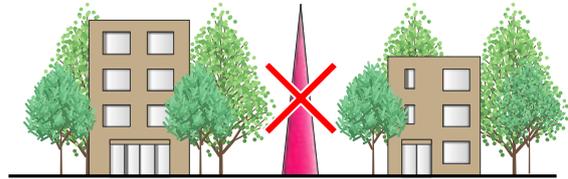
工作物の色彩においても、建築物と同様に周辺の良好な環境と調和させることが重要となります。また、多くの色彩やアクセント色を使用する場合も、建築物と同様に全体としてのまとまりや周辺景観との調和を検討し、用いる色の数や、それら色彩相互の調和、バランスに十分に配慮することが重要です。

留意点

- ・ 過度に鮮やかなければしく奇抜な色彩の使用は避け、落ち着いた低彩度の色彩を基調としましょう。
- ・ 背景となる自然景観や街なみの基調となる色彩を十分に考慮し、周辺景観と調和する色彩を基調としましょう。

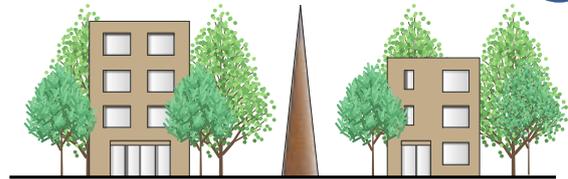
イメージ

周辺と調和しない奇抜な色彩の工作物



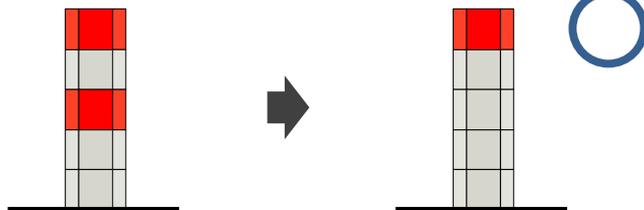
周囲との調和

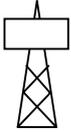
周囲の自然景観や街なみとの調和に配慮した例



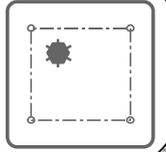
- ・ アクセント色として、けばけばしい色彩を用いることができるのは各立面面積の 1/5 以内とします。
- ・ 多くの色彩を用いる場合は、色彩相互の調和と周辺景観との調和を考慮しましょう。

アクセント色は各立面面積の 1/5 以内





⑤ 配置



基準

- ・道路その他の公共の場所からの見え方に配慮する。
- ・やむを得ず高さが、自然景観・農村景観区域で 13m、まちなみ景観区域で 20m を超えるときは、できる限り目立たない位置に配置する。

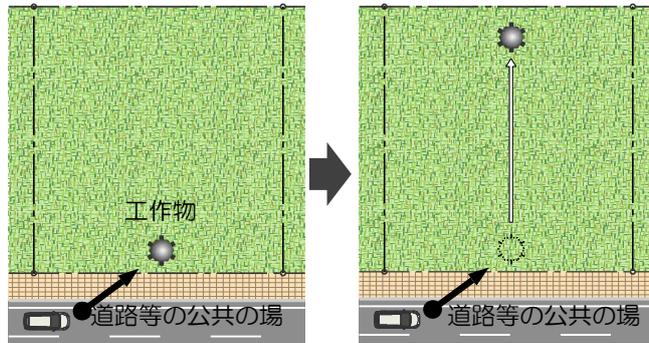
趣旨

工作物は、その用途や機能に応じて高さや幅などボリュームのあるもの、パイプ類が多数露出するものなど、周辺景観と調和しづらく異様な印象や威圧感を生じさせることがあります。このため、工作物の配置にあたっては、道路等の公共の場からの見え方に配慮し、周辺景観との調和を考慮した配置の工夫を検討する必要があります。

留意点

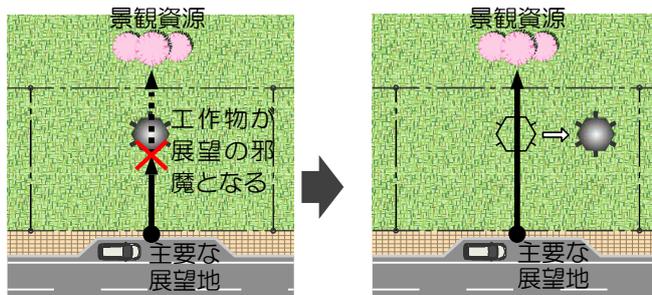
- ・できるだけ道路等の公共空間から離れた配置とするなど周辺からの見え方に配慮した配置としましょう。

イメージ



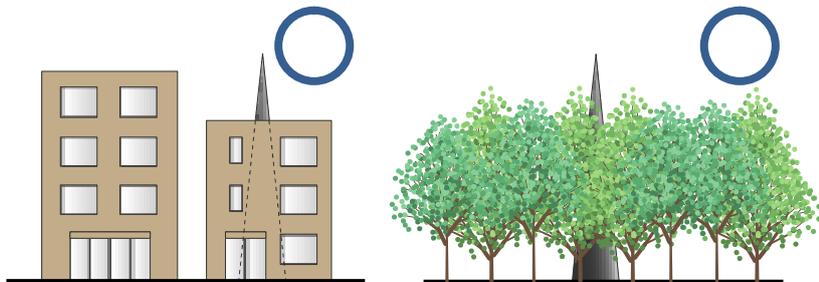
道路等の公共の場から見えにくい敷地の奥側に配置した例

- ・周辺の自然環境や地域文化など地域の良好な景観資源の展望に配慮した配置としましょう。



中・遠景の景観資源の見通し等への配慮

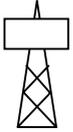
- ・特に高さのある工作物で、機能上やむを得なく高さの基準を超えてしまう場合は、できるだけ公共の場から目立たない位置に配置しましょう。



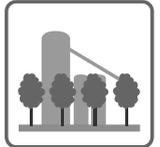
目立たないよう建物の陰に配置した例

目立たないよう樹木の奥に配置した例

工作物



⑥ 緑化



基準

- ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。

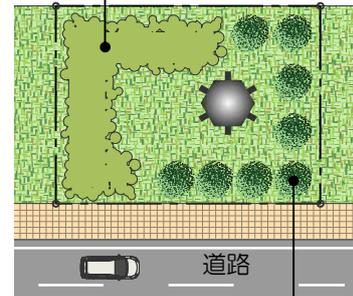
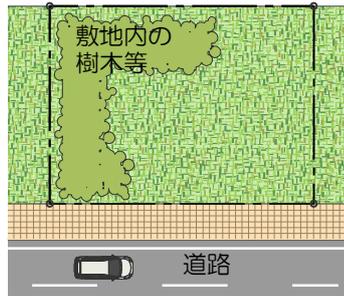
趣旨

工作物等を設置する敷地内の樹木等の緑は、工作物の持つ威圧感や圧迫感を軽減させる重要な役割を担います。このため、敷地内の既存樹木等を積極的に残し、できるだけ修景に活かすとともに、沿道や敷地外周部については新たに樹木を植栽するなどし、周辺景観との調和に配慮することが望めます。

留意点

- ・敷地内の樹木等は保全し修景に活かしましょう。
- ・沿道や敷地外周部には樹木を新たに植栽するなどの緑化を施し、周辺景観との調和に配慮しましょう。

イメージ



全区域共通

■開 発 行 為 ■土地の形質変更



基準

- ・できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。

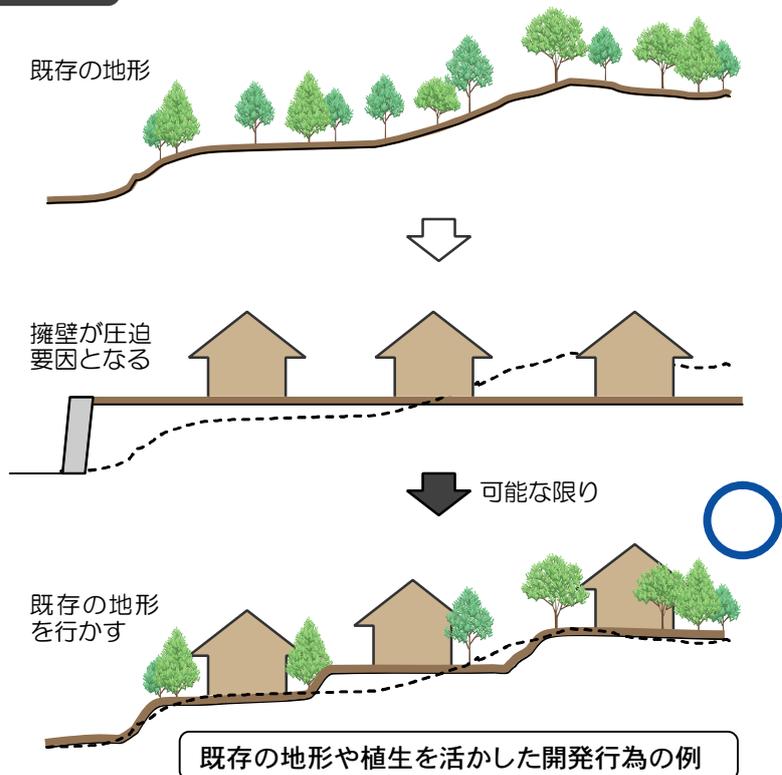
趣 旨

現況の地形が大きく変化する開発行為や土地の形質変更は、その行為後に生じる長大な のり面や擁壁が圧迫要因となって、周辺景観との間に不調和をきたすことがあります。このため、できる限り現況の地形を変えないよう配慮するとともに、道路等の公共の場から見える場所に のり面や擁壁が生じないようにする必要があります。

留意点

- ・可能な限り既存の地形や植生を活かしましょう。
- ・圧迫要因となる長大な のり面や擁壁が道路等の公共の場から見える位置に生じないように工夫しましょう。

イメージ



基準

- ・切り土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽（突き固める）によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に留めるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景措置を行う。

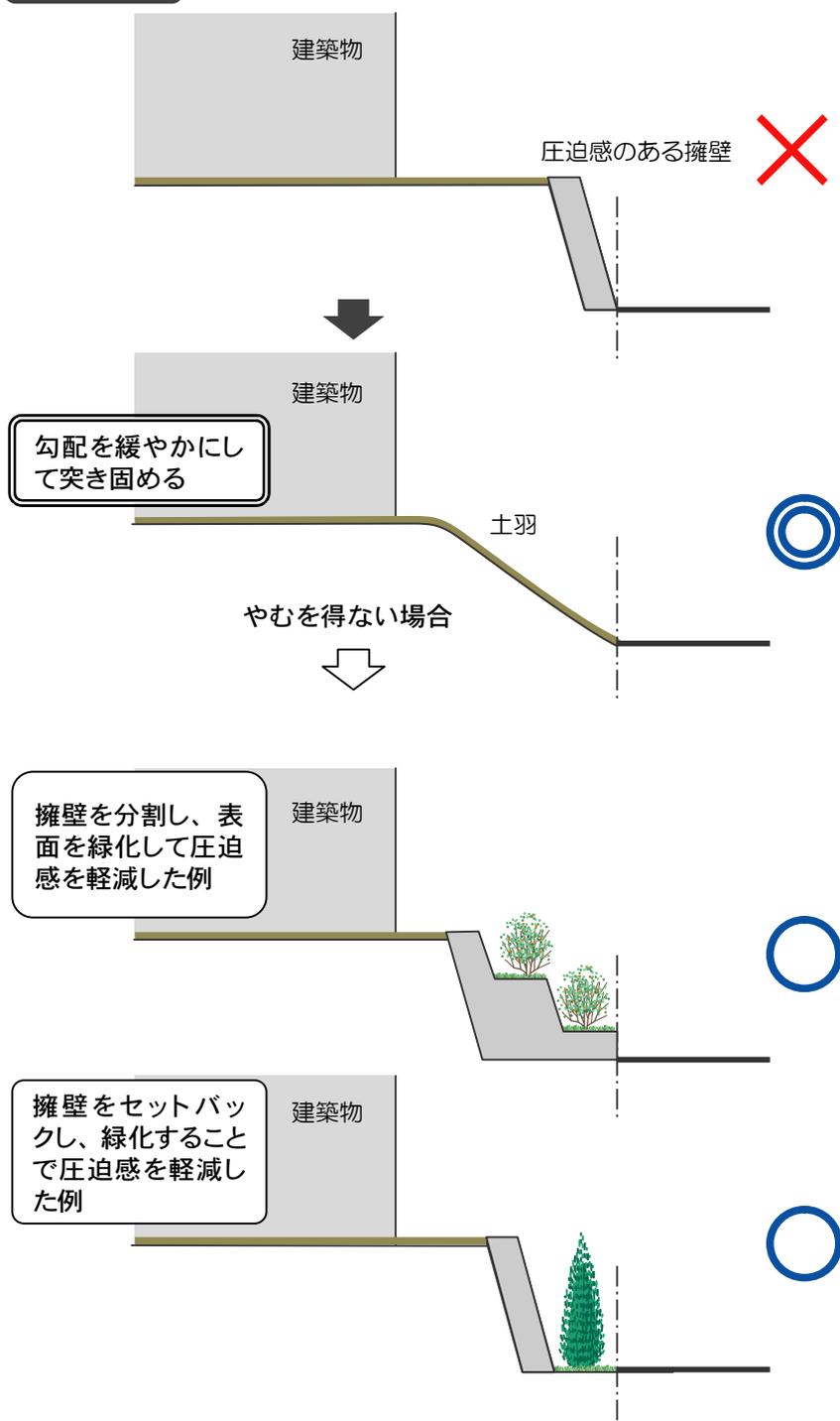
趣旨

開発行為や土地の形質変更によって生じた擁壁は、周辺景観との間に不調和をきたし、威圧感や圧迫感をもたらします。このため、切り土や盛土によって生じたのり面については、可能な限り擁壁とせず、周辺の自然地形との調和に配慮した土羽（突き固め）による仕上げとすることが望まれます。

留意点

- ・切り土や盛土によって生じたのり面は、圧迫感のある擁壁とせず、緩やかなのり面として突き固めましょう。
- ・やむを得ず擁壁を設置する場合は、その規模は最小限に留めましょう。
- ・生じた擁壁は、周辺景観との調和に配慮した仕上げ面としたり、前面を植栽したりなどし、威圧感・圧迫感の軽減を図りましょう。

イメージ



基準

- ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。

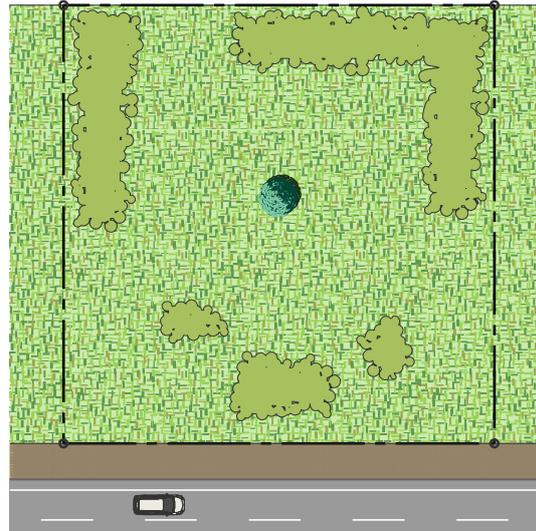
趣旨

樹姿や樹勢が優れた樹木は、地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。このため、このような樹木が敷地内にある場合は、これをできる限り保存することが望めます。また、新たに樹木を植栽するなど積極的に敷地内を緑化することによって、緑豊かな空間の創出に配慮することが望めます。

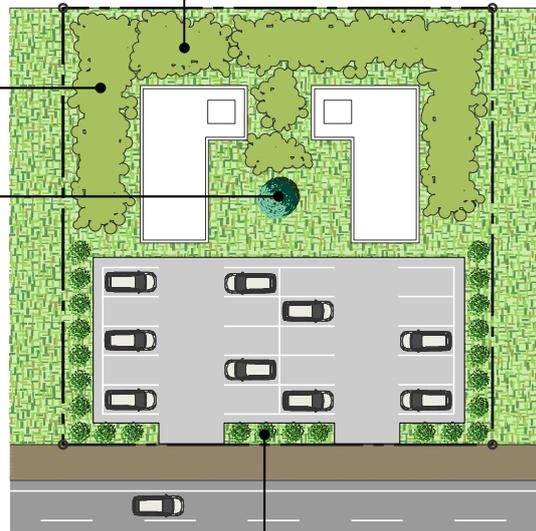
留意点

- ・樹姿又は樹勢が優れた樹木は保存しましょう。
- ・保存が不可能な場合は、移植も検討し敷地内にできる限り緑を確保することを検討しましょう。
- ・緑の少ない箇所は新たに植栽するなどの緑化を施し、周辺景観との調和に配慮しましょう。

イメージ



移植



樹勢の優れた樹木の保存

樹姿の優れた樹木の保存

緑の少ない箇所の緑化

駐車場が露出しすぎないように緑化等で修景

■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



基準

- ・屋外における物の堆積は道路その他の公共の場から容易に見える箇所での堆積は避ける。

趣旨

道路沿いなどに見られる土石や廃材、鉄骨等の資材などの野積みは、沿道景観に違和感を生じさせます。このため、堆積する位置を工夫し、道路等の公共の場から見えにくくすることが必要です。

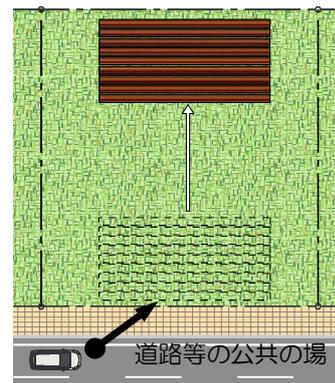
留意点

- ・できる限り道路等の公共の場から離れた位置に堆積するようにしましょう。

イメージ



道路等の公共の場から離れた位置とすることで、違和感の軽減を図っている例



基準

- ・やむを得ず堆積する場合は、周囲からの見え方に配慮し、出来る限り低い高さに抑えるとともに、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う。ただし、その都度町と協議すること。

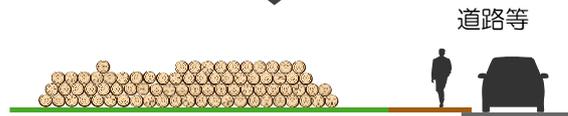
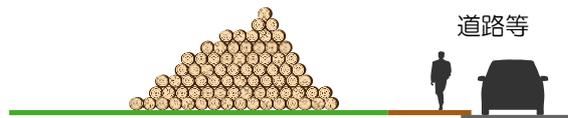
趣旨

雑然と行われた土石や廃材、鉄骨等の資材などの野積みは、周辺景観との間に不調和をもたらします。このため、やむを得ず道路等の公共の場から見えてしまう位置に堆積する場合は、積み上げの規模を低くしたり、樹木等により遮へい措置を施すなど道路等から見えないようにする工夫が必要です。

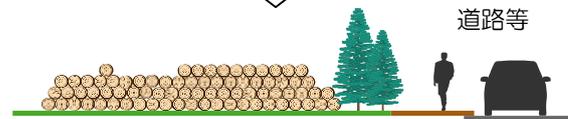
留意点

- ・できる限り積み上げの高さを低くするようにしましょう。
- ・さらに、道路等に面する部分に遮へい効果の高い常緑樹等により緑化しましょう。

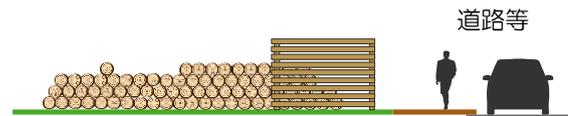
イメージ



積み上げる高さを低く抑える



道路等に面する部分に常緑樹を植樹した例



道路等に面する部分にルーバーを設置した例

特定の地区における景観協定について

特定の地区においては、景観法に基づく「景観形成基準」のほか、「景観協定」が締結されていますので、建築物や工作物の建築、建設、増築、改築、移転の際は、該当する地区の景観協定に従う必要がありますのでご注意ください。

●エコビレッジ湯地の丘

【協定名称】：「エコビレッジ湯地の丘 環境づくりガイドライン」

●ご縁通り地区（松風・朝日の2・3丁目の一部）

【協定名称】：「ご縁通り地区まちづくりルール」

●栗夢ロード地区（中央2・3丁目の一部）

【協定名称】：「栗夢ロード地区まちづくりルール」

●ふれあい回廊地区（錦3丁目の一部）

【協定名称】：「ふれあい回廊地区まちづくりルール」